



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月24日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男



岡山県市町村総合事務組合条例第6号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「含む。」の次に「第20条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づく条例で定める日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第20条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第9条第2項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第20条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は当該組合市町村の条例若しくはこれに基づく当該組合市町村の規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「とする」を「とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第66条第1項第1号中「認めたもの」を「認めるもの」に、「在学する者又は」を「在学する者、」に、「次項において」を「以下」に、「の表に掲げる」を「に規定する」に、「又は高度職業訓練」を「若しくは高度職業訓練」に、「若しくは職業能力開発促進法」を「、同法」に、「を受ける者（以下）」を「を受ける者又は公共職業能力開発施設に準ずる施設において実施する教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下この条において「教育訓練等」という。）として管理者が定めるものを受ける者（以下）」に、「学資等」を「学資又は職業訓練若しくは教育訓練等に要する費用（以下この項において「学資等」という。）」に改め、同条第2項第3号中「若しくは専修学校」を「、専修学校」に、「在学する者または」を「在学する者、」に、「こ

れと同等」を「これらと同等」に、「を受ける者」を「を受ける者又は前項第 1 号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者，中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者」に改め，同項第 4 号中「在学する者又は」を「在学する者，」に，「（前号に掲げるものを除く。）を受ける者若しくは」を「を受ける者（前号に掲げる者を除く。）」に，「職業訓練を受ける者」を「職業訓練を受ける者又は前項第 1 号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。）」に改める。

第 72 条第 2 項第 1 号ア及び第 2 号ア中「18,600,000 円」を「17,350,000 円」に改め，同項第 3 号ア中「13,020,000 円」を「12,150,000 円」に改め，同項第 4 号ア中「7,440,000 円」を「6,950,000 円」に改める。

附則第 17 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 2 項及び第 20 条第 2 項の規定は，令和 4 年 10 月 1 日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し，同日前の当該期間の計算については，なお従前の例による。
- 3 新条例第 20 条第 4 項の規定は，令和 4 年 7 月 1 日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 4 新条例第 72 条第 2 項各号アの規定は，施行日以後に支給すべき事由の生じた遺族特別援護金について適用し，同日前に支給すべき事由の生じた遺族特別援護金については，なお従前の例による。ただし，施行日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に支給すべき事由の生じた遺族特別援護金に係る同項各号アの規定の適用にあつては，同項第 1 号ア及び第 2 号ア中「17,350,000 円」とあるのは「17,950,000 円」と，同項第 3 号ア中「12,150,000 円」とあるのは「12,550,000 円」と，同項第 4 号ア中「6,950,000 円」とあるのは「7,200,000 円」とする。

(失業者の退職手当)

第20条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数

_____が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) 略

3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が 当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員そ

(失業者の退職手当)

第20条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は当該組合市町村の条例若しくはこれに基づく当該組合市町村の規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日

_____以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) 略

3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする

の他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。

5～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は当該組合市町村の長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(奨学援護金の支給)

第66条 奨学援護金は、次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に該当するに至った日における当該各号に規定する補償に係る第35条第2項に定める年金補償基礎額（以下「年金補償基礎額」という。）が16,000円以下である者に支給する。次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が、同日において16,000円を超えており、同日後16,000円以下となった者についても、同様とする。

(1) 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法第1条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第124条に定める専修学校（一般課程にあ

5～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は当該組合市町村の長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(奨学援護金の支給)

第66条 奨学援護金は、次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に該当するに至った日における当該各号に規定する補償に係る第35条第2項に定める年金補償基礎額（以下「年金補償基礎額」という。）が16,000円以下である者に支給する。次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が、同日において16,000円を超えており、同日後16,000円以下となった者についても、同様とする。

(1) 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法第1条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第124条に定める専修学校（一般課程にあ

育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 18,000円

- (4) 大学、高等専門学校第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者、公共職業能力開発施設において職業訓練を受ける者（前号に掲げる者を除く。）、職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 月額 39,000円

3～7 略

(遺族特別援護金の支給)

第72条 略

2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 公務上の死亡の場合 17,350,000円

イ 略

- (2) 遺族補償一時金の受給権者で、第52条第2項第1号、第2号又は第4号に該当するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 公務上の死亡の場合 17,350,000円

イ 略

- (3) 遺族補償一時金の受給権者で第52条第2項第3号に該当する者のうち、非常勤の職員等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は第42条第1項の表に定める第7級以上の等級の障害に該当する状態にある3親等内の親族 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 公務上の死亡の場合 12,150,000円

イ 略

- (4) 遺族補償一時金の受給権者で第52条第2項第3号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それ

_____ 月額 18,000円

- (4) 大学、高等専門学校第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において職業訓練（前号に掲げるものを除く。）を受ける者若しくは職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者 _____ 月額 39,000円

3～7 略

(遺族特別援護金の支給)

第72条 略

2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 公務上の死亡の場合 18,600,000円

イ 略

- (2) 遺族補償一時金の受給権者で、第52条第2項第1号、第2号又は第4号に該当するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 公務上の死亡の場合 18,600,000円

イ 略

- (3) 遺族補償一時金の受給権者で第52条第2項第3号に該当する者のうち、非常勤の職員等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は第42条第1項の表に定める第7級以上の等級の障害に該当する状態にある3親等内の親族 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 公務上の死亡の場合 13,020,000円

イ 略

- (4) 遺族補償一時金の受給権者で第52条第2項第3号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それ

それぞれに掲げる額

ア 公務上の死亡の場合 6,950,000 円

イ 略

3 略

附 則

1～16 略

17 令和 7 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 20 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、当該組合市町村の長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由にて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域より就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 内に居住し、かつ、当該組合市町村の長が同法第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再で定める者に該当し、かつ、当該組合市町村の長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促すために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）と認められたものとする。」

もの
とする。

18～21 略

それぞれに掲げる額

ア 公務上の死亡の場合 7,440,000 円

イ 略

3 略

附 則

1～16 略

17 平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 20 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、当該組合市町村の長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由にて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域より就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 内に居住し、かつ、当該組合市町村の長が同法第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再で定める者に該当し、かつ、当該組合市町村の長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促すために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）と認められたものとする。」

もの
とする。

18～21 略